

## 八王子市国民保護計画素案に関する協議会意見等の反映結果

## 1 消防に関する連携について

【意見等】 八王子消防署では、平素から八王子市消防団と平常時の火災を始め、各種災害に密接な連携をもって臨んでいる。今回の国民保護計画の素案の中でも、その連携を十分、明文化してほしい。

具体的には、警報の内容の伝達方法の中に、『八王子市消防団は、消防総監または消防署長の所轄の下に行動する』という一文を明記する。

## 【意見等の反映状況】

素案該当記述（57ページ）	反映結果
<p>(1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>～略～</p> <p>また、広報車の使用、<u>自主防災組織や</u>～略～</p>	<p>(1) <u>伝達要領</u></p> <p>警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。</p> <p>～略～</p> <p>また、<u>広報車の使用、市消防団員による伝達、自主防災組織や</u>～略～</p>
<p>(2) <u>市は、東京消防庁（消防署）と連携するとともに、自主防災組織や町会・自治会等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。</u></p> <p><u>この場合、東京消防庁（消防署）が実施する消火活動及び救助・救急活動の状況に留意する。</u>～略～</p>	<p>(2) <u>警報の内容の伝達</u></p> <p><u>市は、(1)の方法により、各世帯等に警報の内容を伝達する。</u></p> <p><u>警報の内容の伝達に当たっては、東京消防庁（消防署）が実施する消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。この場合、市消防団は、消防総監または消防署長の所轄の下に行動する。</u>～略～</p>

【意見等】 八王子市国民保護対策本部員の中で、『八王子消防署長』とあるが、これについては『八王子消防署長が指定する消防吏員』と変更する。具体的な記述については、今後相談したい。

## 【意見等の反映状況】

素案該当記述（45ページ表中）	反映結果				
<table border="1"> <tr> <td>本 部 員</td> <td>収入役、教育長、<u>八王子消防署長</u>、市各部・事務局の部長・事務局長～略～</td> </tr> </table>	本 部 員	収入役、教育長、 <u>八王子消防署長</u> 、市各部・事務局の部長・事務局長～略～	<table border="1"> <tr> <td>本 部 員</td> <td>収入役、教育長、<u>八王子消防署長の指定する消防吏員</u>、市各部・事務局の部長・事務局長～略～</td> </tr> </table>	本 部 員	収入役、教育長、 <u>八王子消防署長の指定する消防吏員</u> 、市各部・事務局の部長・事務局長～略～
本 部 員	収入役、教育長、 <u>八王子消防署長</u> 、市各部・事務局の部長・事務局長～略～				
本 部 員	収入役、教育長、 <u>八王子消防署長の指定する消防吏員</u> 、市各部・事務局の部長・事務局長～略～				

## 2 基本的人権の尊重について

【意見等】 基本的人権の尊重については、法5条の規定より後退した規定にすべきではない。法5条の規定と同様、差別的取扱いの禁止、思想及び良心の自由の侵害防止（同条2項）も明記すべき。

### 【意見等の反映状況】

素案該当記述（4ページ）	反映結果
<p>1 基本的人権の尊重</p> <p>市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、<u>国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。</u></p>	<p>1 基本的人権の尊重</p> <p>市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。<u>また、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り公正かつ適正な手続の下に行い、国民を差別的に取り扱うこと、思想・良心の自由や表現の自由を侵すことがあってはならないことに留意する。</u></p>

【意見等】 警戒区域の設定、立ち入り禁止措置等が住民の行動の自由や報道機関の取材の自由を侵害する危険があり、違反に対しては罰則があること（法114条）を考えると、警戒区域の設定や立ち入り禁止措置を行う際は、人権に対する配慮と共に、できる限り基準を明確にする必要がある。

素案4行目以下では、「その判断は、住民からの通報・・・等により行う」と規定するが不十分である。ここでは、その判断は人権に配慮して慎重に行うべきことと、何らかの基準を例示すべきである。

### 【意見等の反映状況】

素案該当記述（77ページ）	反映結果
<p>(1) 警戒区域の設定</p> <p>市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、住民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行い、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。～略～</p> <p>（脚注なし）</p>	<p>(1) 警戒区域の設定</p> <p>市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、住民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき<sup>(*)</sup>は、警戒区域の設定を行い、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。～略～</p> <p><u><sup>(*)</sup> 火災による延焼やN（核物質）B（生物剤）C（化学剤）による汚染の拡大の恐れがある場合など。</u></p>

### 3 国民の協力について

【意見等】 国民の協力については、法4条の規定より後退した規定にすべきではない。法4条の規定と同様、国民の協力はあくまでその自発的意思にゆだねられ、強制されない旨（同条2項）を明記すべき。

したがって、4ページの該当箇所に、「国民の協力は、その自発的意思にゆだねられることに留意する」等と明記する必要がある。また、各論で国民の協力に関する規定をおく場合は、協力が義務ではなく、任意である旨を明示すべきである。

#### 【意見等の反映状況】

素案該当記述（4・61ページ）	反映結果
<p>・ 4ページ</p> <p>5 国民の協力</p> <p>市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、国民は、<u>その自発的な意思により、必要な協力をしよう努めるものとする。</u></p> <p>～略～</p> <p>・ 61ページ</p> <p>(4) 自主防災組織等に対する協力の要請</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町会・自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。＝</p>	<p>5 国民の協力</p> <p>市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合、国民は<u>必要な協力をしよう努めるものとされているが、協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。</u></p> <p>～略～</p> <p>(4) 自主防災組織等に対する協力の要請</p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町会・自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請する。<u>この場合、協力は住民の自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。</u></p>

【意見等】 訓練に当たっての留意事項の中に、訓練の参加が任意であり事実上強制されないこと、参加しない者が不利益を受けないことを明記すべきである。例えば、文末に、「また、訓練への参加は住民の自主性にゆだねられ、参加しないことで不利益とならないように配慮する」等と追記する。

【意見等の反映状況】

素案該当記述（33ページ）	反映結果
<p>国民保護措置の訓練の実施に当たっては、住民の避難誘導や救援等について、町会・自治会、自主防災組織の<u>参加・協力を求めるとともに</u>、 ～略～</p> <p>市は、町会・自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への<u>参加</u>を呼びかけて訓練の普及啓発に資するよう努め、～略～</p> <p>（脚注なし）</p>	<p>国民保護措置の訓練の実施に当たっては、住民の避難誘導や救援等について、町会・自治会、自主防災組織の<u>参加・協力<sup>(*)</sup></u>を求めるとともに、～略～</p> <p>市は、町会・自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への<u>参加・協力<sup>(*)</sup></u>を呼びかけて訓練の普及啓発に資するよう努め、～略～</p> <hr/> <p><u><sup>(*)</sup> 訓練への参加などの協力を要請された場合は、国民は必要な協力をするよう努めるものとされているが、協力は国民の自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。</u></p>

【意見等】 国民保護措置に関する協力要請が事実上の強制にならないように、協力は国民の自主的意思にゆだねられていることを明示する（第7章1（2）安否情報収集の協力要請の規定・72Pのように）。

【意見等の反映状況】

素案該当記述（54ページ）	反映結果
<p>8 住民への協力要請</p> <p>市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合、<u>要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。</u></p>	<p>8 住民への協力要請</p> <p>市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を実施するために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合、<u>住民は必要な協力をするよう努めるものとされているが、協力は住民の自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならないことに留意する。</u></p> <p><u>また、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。</u></p>

#### 4 外国人への配慮について

【意見等】 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施について、素案の規定では、4ページ第2文の「国際人道法の的確な実施を確保する」との規定が唐突で違和感を感じる。高齢者、障害者と共に特に配慮を要する者として外国人も併記すれば、この違和感はなくなる。また、国民保護措置の実施にあたり、高齢者、障害者と並べて外国人を特別な要保護者とする他の規定（啓発の方法・40P、警報の内容の伝達方法・57P）とも整合する。

#### 【意見等の反映状況】

素案該当記述（4ページ）	反映結果
<p>6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>市は、警報の伝達や避難誘導などの国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、<u>障害者その他</u>特に配慮を要する者の保護について留意する。</p> <p>また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法<sup>(*)</sup>の的確な実施を確保する。</p>	<p>6 高齢者、障害者、<u>外国人等</u>への配慮及び国際人道法の的確な実施</p> <p>市は、警報の伝達や避難誘導などの国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、<u>障害者、外国人その他</u>特に配慮を要する者の保護について留意する。</p> <p>また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法<sup>(*)</sup>の的確な実施を確保する。</p>

【意見等】 外国人への国民保護措置の適用については、本法の性格上、国民保護措置を行うべき場合、特定の国籍の外国人の人権保障に配慮すべき場合があり得る。従って、外国人も国民保護措置の対象であることに留意すると共に、特定の国籍を有する者に対する人権侵害行為が発生することがないように留意するという規定を明記すべきである。

#### 【意見等の反映状況】

素案該当記述（5ページ）	反映結果
<p>9 外国人への国民保護措置の適用</p> <p>市は、日本に居住し、又は滞在している<u>外国人</u>についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</p>	<p>9 外国人への国民保護措置の適用</p> <p>市は、日本に居住し、又は滞在している<u>あらゆる外国人</u>についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</p>

【意見等】 訓練に当たっての留意事項の中に「高齢者、障害者などの災害時要援護者」の記述があるが、障害者の次に外国人を明記すること。（他の部分についても要援護者の中に外国人を含めて明記し、統一を図ること）

【意見等の反映状況】

素案該当記述（33ページ他）	反映結果
<p>国民保護措置の訓練の実施に当たっては、 ～略～特に高齢者、<u>障害者など</u>の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>・その他のページ（34・61） 高齢者、<u>障害者等</u></p>	<p>国民保護措置の訓練の実施に当たっては、 ～略～特に高齢者、<u>障害者、外国人など</u>の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>高齢者、<u>障害者、外国人等</u></p>

5 緊急物資（避難住民）の運送について

【意見等】 緊急物資の運送に関しては、避難住民の運送の求めに準じて行うとの一文しかない。都との競合や情報の重複・錯綜を避けるような文章を追記するべきではないか（避難住民の運送についても同様）。また、「輸送」と「運送」との言葉の統一を検討すること。

【意見等の反映状況】

素案該当記述（62・68ページ他）	反映結果
<p>・62ページ (13)避難住民の運送の求め等 市は、避難住民の運送が必要な場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。__ <u>市は、運送事業者である～略～</u></p> <p>・68ページ (4) 緊急物資の運送の求め 市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。__</p> <p>・その他のページ（18・36・46・59） <u>輸送</u></p>	<p>(13) 避難住民の運送の求め等 市は、避難住民の運送が必要な場合、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。<u>この場合、都による運送の求めとの競合や情報の重複・錯綜を避けるため、都対策本部と随時連絡を取り合うなど、避難住民の運送が円滑に行えるよう留意する。また、運送事業者である～略～</u></p> <p>(4) 緊急物資の運送の求め 市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。<u>また、避難住民の運送と同様に、都対策本部と随時連絡を取り合うなど、緊急物資の運送が円滑に行えるよう留意する。</u></p> <p><u>運送</u>（輸送力等の一般的な名詞以外を統一）</p>